

## 入札説明書（音沢区域（松ノ木田）地すべり防止事業地質調査・測量・設計業務）

上越森林管理署における令和7年度音沢区域（松ノ木田）地すべり防止事業地質調査・測量・設計業務に係る入札公告（測量・コンサルタント等業務）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 公告日

令和7年5月9日

### 2 支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 上越森林管理署長 松井 章二

### 3 業務概要

- (1) 業務名 音沢区域（松ノ木田）地すべり防止事業地質調査・測量・設計業務
- (2) 業務場所 新潟県十日町市松之山天水越字松ノ木田地内
- (3) 業務内容 詳細は入札公告の「業務費内訳書等」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年1月30日まで
- (5) 本業務は、入札者の提示する専門的知識・技術・創意等によって、調達価格に比して事業の成果に相当程度の差異が生じるため、業務の実施方針等に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による業務である。
- (6) 本業務は、予定価格が1,000万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に規定する基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った場合、同令第86条に規定する調査を実施する業務である。  
また、調査基準価格を下回った場合、業務の履行にあたり契約相手方に一定の義務を課す業務である。
- (7) 本業務は、予定価格が100万円を超え1,000万円未満の場合、落札価格が業務品質確保の観点から上越森林管理署長が定める価格（以下「品質確保基準価格」という。）を下回った場合、業務の履行にあたり契約相手方に一定の義務を課す業務である。
- (8) 予定価格が500万円を超える業務について、調査基準価格又は品質確保基準価格を下回った入札が行われた場合、技術提案に関する事項の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案に関する事項の「履行確実性」についても評価の対象とする業務である。
- (9) その他
- ア 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う業務である。  
なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。  
この申請の受付窓口及び受付期間は次のとおりである。  
・受付窓口：入札公告3の(2)のイに同じ。  
・受付期間：入札公告3の(2)のアに同じ。
- イ 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得したICカードであって、農林水産省電子入札システムに利用者登録を行ったものに限る。
- (10) 本業務は、令和7年3月から適用する設計業務委託等技術者単価及び令和7年2月から適用する資材単価等を適用している。詳細は関東森林管理局ホームページを参照すること。  
(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/tisan/140418.html>)
- (11) 本業務は、賃上げの実施を表明した企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

### 4 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく森林土木部門の登録を受けていること。
- (3) 令和7・8年度の関東森林管理局における測量・建設コンサルタント等に係る建設コンサルタントA等級又はB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年度間に元請けとして、以下に示す同種の業務を実施した実績を有すること。

なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長及び治山センター所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注し、かつ業務成績評定を実施している業務に係る実績である場合にあっては、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知）第4の3に規定する業務成績評定表の総合評定点（以下「評定点合計」という。）が60点未満のものを除く。

同種業務：治山事業における山腹工、渓間工及び地すべり防止工事に係る調査・測量及び設計業務（森林管理局長等以外の発注業務を含む。）

- (6) 関東森林管理局管内の森林管理局長等が発注した業務で、当該業務と同種業務のうち、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年度間に完了し、業務成績評定を実施している場合においては、すべての同種業務に係る評定点合計の平均が60点以上であること。
- (7) 本業務に係る技術提案書が適正であること。

技術提案書の提出がない場合又は技術提案書に提案内容がほとんど記載されておらず、提案内容を判断できない場合であって、業務が適切に履行できないと判断される者には競争参加資格を与えない。

なお、技術提案書で求める提案内容は以下のとおりとする。

- ア 予定管理技術者の経験及び能力  
イ 企業の実績、能力及び信頼性  
ウ 業務の実施方針  
エ 技術提案

- (8) 次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。

なお、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできないものとする。

- ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又は、次のいずれかに該当する者。

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第108条第2項に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者

(イ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者

(ウ) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後、森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者

(エ) 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する者（技術士補、RCCMの資格を有する者）であって、

森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者

イ 平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の 15 年度間に、完了・引き渡した、上記(5)に掲げる同種業務において、管理技術者、照査技術者及び担当技術者のいずれかに従事した経験を有する者であること。

なお、本業務の業務実績は、森林管理局長等が発注した同種業務のうち、業務成績評定を実施している場合にあっては、業務成績評定点及び管理技術者に係る技術者成績表定点のいずれかが 60 点未満のものは除く。

ウ 入札公告の 3 の(2)に示す申請書の提出日に直接的な雇用関係がある者であること。

(9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な入札が阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）若しくは森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）等に基づき設立された法人等であって、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(11) 低入札価格調査基準価格又は、品質確保基準価格を下回る価格により契約を締結した場合、入札説明書 17 又は 18 で示す受注者の義務を履行できる者であること。

(12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 5 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げることに従い、申請書、資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）を提出し、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「支出負担行為担当官等」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

申請書等の様式は、関東森林管理局ホームページ「入札における競争参加資格確認申請書の様式」（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/sinnsei-yosiki.html>）からダウンロードすることができる。

上記 4 の(3)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。その場合において、4 の(1) (2) 及び(4)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において 4 の(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において 4 の(3)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

申請書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること（提出期限必着。）。

#### 【電子入札システムによる提出の場合】

ア 提出期限：入札公告 3 の(2)のアに同じ。

イ 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（別紙様式 1）、「資料」（別紙様式 2～4）、「技術提案書」（別記様式 1～別記様式 6）をそれぞれ添付し提出すること。

ただし、申請書等のファイルの合計容量が 10MB を超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は、1 通知につき 7MB 以内とする。以下同じ。）で提出すること（提出期限必着。）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、下記の内容を記載した書面（様式自由。）を電子入札システムより、申請書等として送信すること。

(ア) 電子メールで提出する旨の表示

(イ) 書類の目録

(ウ) 書類のページ数

(エ) 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

電子メールの送付先は入札公告 3 の(2)のイに同じ。

ウ ファイル形式：

電子入札システムにより提出する申請書等のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

(ア) Microsoft Word

(イ) Microsoft Excel

(ウ) その他のアプリケーション PDF ファイル

(エ) 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

(オ) 圧縮ファイル ZIP 形式

#### 【紙入札方式による提出の場合】

エ 提出期限：入札公告 3 の(2)のアに示す最終日（郵送の場合は書留郵便により最終日までに到着したもののみ有効。）とする。

オ 提出先：入札公告 3 の(2)のイに同じ。

紙入札方式により入札に参加する場合は、返信用封筒として表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵便料金の切手を貼った長 3 号封筒を提出書類と併せて提出すること。

(2) 競争参加資格確認申請書は別紙様式 1 により作成すること。

(3) 競争参加資格確認資料は、次に従い作成すること。

ただし、アの同種業務の実績、イの配置予定技術者の状況における同種業務の経験については、業務が完了しているものに限り記載すること。

なお、「同種業務の実績」（別紙様式 2）及び「配置予定技術者の状況」（別紙様式 3）に記載する業務の実績は森林管理局長等が発注し、かつ業務成績評定を実施している業務に係る実績である場合にあっては、当該業務に係る業務成績評定通知書等の評定点を証明する書類（以下「業務成績評定通知書等」という。）の写しを添付すること。

また、業務成績評定通知書を紛失している場合は、別紙様式 2-2 により発注者に業務成績の確認を申請し、業務成績確認書を添付すること。

ア 同種業務の実績（別紙様式 2）

上記 4 の(5)に掲げる実績があることを判断できる同種業務の実績を別紙様式 2 に 1 件記載すること。

イ 配置予定技術者の状況（別紙様式 3）

上記 4 の(8)に掲げる基準を満たすことを判断できる配置予定の技術者の資格、経験した同種業務の概要（1 件のみとする。）等を別紙様式 3 に記載すること。

なお、配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者を記載することができる。

また、配置を予定している管理技術者の資格又は経験を証明するための書面として次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかを添付すること。

(ア) 技術士は、技術士登録等証明証の写し

(イ) 林業技士の登録を受けた者は、登録証の写し及び当該技術者の雇用主が証明する業務経歴の原本（技術者の名称・学歴に応じた期間）

(ウ) 上記(ア)及び(イ)以外の者は、当該技術者の雇用主が証明する実務経験の原本（技術者の名称・学歴に応じた期間）

#### ウ 業務成績評定（別紙様式4）

上記4の(6)に掲げる資格があることを確認するため、関東森林管理局管内の森林管理局長等が発注した同種業務のうち、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年度間に完了した業務について、業務成績評定が行われている同種業務のすべてを別紙様式4に記載し、記載したすべての業務成績評定通知書の写しを添付すること（「同種業務の実績」（別紙様式2）及び「配置予定技術者の状況」（別紙様式3）に添付する業務成績評定通知書等の写しと重複している場合であっても、別に提出すること。）。

なお、業務成績評定通知書の写しの提出は、関東森林管理局管内のいずれかの署等へ、年度の最初の申請書にだけ添付することとし、2回目以降の申請書においては「業務成績評定通知書の写しは、〇〇調査設計において提出済み」と記入することで、再度の添付を要しないこととする。

また、紛失している業務成績評定通知書がある場合は、別紙2-2により発注者に業務成績の確認を申請し、業務成績確認書を添付すること。

#### エ 契約書等の写し

アの同種業務の実績、イの配置予定技術者の状況においては、実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。契約書の他に施工計画書等の当該業務の内容を確認できる書類の写し及び技術者の届出書等の配置予定管理技術者が管理技術者、照査技術者又は担当技術者として当該業務に従事したことを確認できる書類の写しを添付すること。

また、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（TECRIS）に登録されており、入札公告において明示した内容をTECRISで確認できる場合は、契約書の写しに代えてTECRIS登録した写しを添付することができる。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

オ 総合評価においては、国発注の同種業務の経験を高く評価することとしていることから、国発注の同種業務を優先して記載すること。

なお、契約書等を紛失している場合は、業務証明書（別紙様式2-1）を添付すること。

(4) 技術提案書は、上記4の(7)に掲げる提案内容の各事項について、「技術提案書作成要領」に従い、「技術提案書」（別記様式1～6）に記載すること。

「技術提案書作成要領」及び「技術提案書の様式」は、関東森林管理局ホームページ「総合評価落札方式に関する各技術提案書作成要領」（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/teiansyo-youryou.html>）「総合評価落札方式（測量・コンサルタント業務）」からダウンロードすることができる。

(5) 資料及び技術提案書等作成説明会

資料及び技術提案書等作成説明会については、原則として実施しない。

(6) 入札公告3の(2)のアの期間内に申請書等の提出がない場合（必要書類の未提出等も含む。）又は申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容（丁寧に実施する等）の記載は認めない。

(7) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については、提出期限の翌日から起算して7日以内に通知する。参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(8) 申請書等のヒアリング

申請書等のヒアリングについては、原則として実施しない。

(9) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 支出負担行為担当官等は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。

## 6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。
  - ア 提出期限：令和7年6月4日から令和7年6月12日まで（行政機関の休日にに関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から16時まで（12時から13時を除く。）。
  - イ 提出先：入札公告3の(2)のイに同じ。
  - ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着。）。
- (2) 支出負担行為担当官等は、(1)の説明を求められたときは、(1)のアの最終日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (3) (1)の理由を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを、次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
  - ア 閲覧期間：回答日より1ヶ月間。
  - イ 方法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。  
[\(https://www.ryna.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/situmon-kaitou.html\)](https://www.ryna.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/situmon-kaitou.html)
- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官等に対し、次に従い、書面（様式自由。）により再苦情を申立てができる。
  - ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内。
  - イ 提出先：入札公告3の(2)のイに同じ。
  - ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着。）。
- (5) 再苦情の申立てについては、関東森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (6) 支出負担行為担当官等は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。
  - ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由。
  - イ 申立てが認められたときは、支出負担行為担当官等が講じようとする措置の概要。

## 7 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価の方法
  - ア 技術等に対する得点（以下「技術点」という。）は、(2)の評価項目における評価点の合計点とし、技術提案等の内容により最大60点を与える。  
ただし、設定した評価項目の最高得点の合計が60点とならない場合は、採点結果得点を60点満点に換算する。  
よって、技術点の最大が64点であることから、得られた技術点に $60/64$ を乗じた数値を技術点として与える。
  - イ 入札価格に対する得点（以下「価格点」という。）は、入札価格を予定価格で除して得た数値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分30点を乗じて得た値とする。  
価格点=入札価格に対する得点配分×(1-入札価格/予定価格)
  - ウ 総合評価は、入札者の申込みに係る技術点及び価格点の合計点による「評価値」をもって行う。  
評価値=技術点+価格点
- (2) 総合評価における評価項目

- ア 配置予定管理技術者の経験及び能力に関する事項  
技術者資格、同種業務の実績、過去に担当した同種業務の成績、技術者の専任性、継続教育
- イ 企業の実績、能力及び信頼性に関する事項  
低入札価格調査基準価格等を下回る入札価格による同種業務の受注実績及び業務成績評定点、過去に受注した同種業務の成績、優良業務表彰及び調査等業務（大規模災害）の受注実績、信頼性、ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組、賃上げの実施を表明した企業等
- ウ 業務の実施方針に関する事項  
業務理解度、実施手順の妥当性
- エ 技術提案に関する事項  
総合的なコスト、工事目的物の性能・機能又は調査精度、社会的要請
- オ エの技術提案に関する事項の履行確実性に関する評価項目  
 (ア) 業務内容に対応した費用が計上されているか。  
 (イ) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。  
 (ウ) 品質管理体制が確保されているか。  
 (エ) 再委託先への支払い等の内容は適正か。
- (3) 技術点に対する配点は、アの項目については 25 点、イの項目については 14 点、ウの項目については 10 点、エの項目については 15 点とする。
- (4) 技術提案の履行確実性に関する評価  
履行確実性を評価する場合の基準は、関東森林管理局ホームページ「総合評価落札方式に関する各種技術提案書作成要領」の「履行確実性の審査・評価のための追加資料等」の「3. 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要」のとおりとする。
- (5) 技術点の算定

#### 【技術提案の履行確実性を評価する場合】

予決令第 85 条の調査基準価格又は品質確保基準価格を下回った入札があった場合は、入札を「保留」とし履行確実性の評価を行い、技術点を次のとおり算出する。

- ア 技術提案書について、(2)のアからエまでの評価項目ごとに審査のうえ、(2)のアからウの評価項目に付与した評価点に、(2)のエの評価点に以下のイによる履行確実性の評価に基づく履行確実性度を乗じて得た値を加えたものを技術点とする。

技術点=予定管理技術者の経験及び能力の評価点+企業の実績、能力、信頼性の評価点+業務の実施方針の評価点+(技術提案の評価点×履行確実性度)

- イ (2)のエの技術提案に関する事項について、(9)のヒアリング、追加資料等に基づき、(2)のオの(ア)から(エ)までの評価項目ごとに当該技術提案に関する事項の履行確実性を審査し、5段階で総合的に評価のうえ、その評価に応じた履行確実性度（評価の高い順から 1.0、0.75、0.5、0.25、0）を与える。

技術提案に関する事項の技術点=(2)のエの評価点 × 履行確実性度 [1.0、0.75、0.5、0.25、0]

#### 【技術提案の履行確実性を評価しない場合】

履行確実性を評価しない場合の技術点は上記(1)のアによる。

#### (6) 評価項目における評価基準及び配点

- ア 本業務の技術点の各評価項目における評価基準及び評価点は以下のとおりとする。

評価項目	必須	評価基準	評価点
技術者資格	<input type="radio"/>	技術士（森林土木部門に限る。）を保有	5 点
		林業技士（森林土木部門に限る。）を保有	3 点
		その他の資格を保有又は経験（本業務に有用なものに限る。）あり	1 点
業務の実績 (過去 15 年度間)	<input type="radio"/>	国発注の同種業務において管理技術者としての従事経験あり	5 点

予定管理技術者に関する事項		都道府県発注の同種業務において管理技術者としての従事経験あり	3点
		市町村発注の同種業務において管理技術者としての従事経験あり	2点
		同種業務における従事経験はあるが、管理技術者としての従事経験なし	1点
	過去に担当した同種業務の成績 (過去3年度間の平均)	関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定における管理技術者評定点の平均が80点以上	5点
		関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定における管理技術者評定点の平均76点以上80点未満	4点
		関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定における管理技術者評定点の平均73点以上76点未満	3点
		関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定における管理技術者評定点の平均70点以上73点未満	2点
		関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定における管理技術者評定点の平均70点未満	1点
		関東森林管理局長等が発注した同種業務において管理技術者としての従事経験なし	0点
技術者の専任性		管理技術者の手持ち業務(契約金額が1千万円以上のすべての業務)件数が2件以下又は契約総額が3千万円未満	5点
		管理技術者の手持ち業務(契約金額が1千万円以上のすべての業務)件数が3件~4件又は契約総額が5千万円未満	3点
		管理技術者の手持ち業務(契約金額が1千万円以上のすべての業務)件数が5件以上又は契約総額が5千万円以上	1点
	継続教育 (過去3年度間)	森林分野における継続教育(CPD)の取得ポイントが20点以上の証明あり	5点
		森林分野における継続教育(CPD)の取得ポイントの証明あり	3点
		森林分野以外の分野における継続教育(CPD)の取得ポイントの証明あり	1点
		継続教育(CPD)の取得ポイントの証明なし	0点
小計(最大値)			25点
低入札価格調査基準価格等を下回った価格による同種工事の受注実績 (過去2年度間)		低入札価格調査基準価格又は品質確保基準価格を下回る価格による同種業務(関東森林管理局長等が発注した業務に限る。)の受注実績(契約金額100万円未満を除く。)なし	2点
		低入札価格調査基準価格又は品質確保基準価格を下回る価格による同種業務(関東森林管理局長等が発注した業務に限る。)の受注実績(契約金額100万円未満を除く。)あり	1点

企 業 の 実 績・ 能 力及 び信 頼 性に 関 す る 事 項		万円未満を除く。) が 1 件の場合	
		低入札価格調査基準価格又は品質確保基準価格を下回る価格による同種業務(関東森林管理局長等が発注した業務に限る。)の受注実績(契約金額 100 万円未満を除く。)が 2 件の場合	0 点
	過去に受注した業務の成績 (過 3 年度間)	関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定点の平均が 80 点以上	5 点
		関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定点の平均が 76 点以上 80 点未満	4 点
		関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定点の平均が 73 点以上 76 点未満	3 点
		関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定点の平均が 70 点以上 73 点未満	2 点
		関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定点の平均が 70 点未満	1 点
		関東森林管理局長等が発注した同種業務の業務成績評定点なし	0 点
	優良業務表彰 (過去 10 年度間) 及び調査等業務(大規模災害)の受注実績 (過去 2 年度間)	農林水産大臣又は林野庁長官からの表彰の実績あり	2 点
		過去 2 年度間において関東森林管理局が認定する調査等業務(大規模災害)の受注実績あり	1 点
		実績なし	0 点
	信頼性 (過去 2 年度間)	関東森林管理局による指名停止措置、書面による警告又は注意喚起を受けていない	0 点
		関東森林管理局による指名停止措置、書面による警告又は注意喚起を受けている	-3 点
	ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	えるぼし、プラチナえるぼし、一般事業主行動計画、くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん又はユースエールのいずれかの認定を受けている	1 点
		上記に記載されている認定等を受けていない。	0 点
	賃上げの実施を表明した企業等	事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3%以上増加させる旨、従業員に表明していること【大企業】	4 点
		事業年度又は暦年において、対前年度又は前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業】	
		上記の内容に該当しない	0 点
		賃上げ実績が賃上げ基準に達していない場合、若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から 1 年間に該当するかの有無	-5 点
		小 計 (最大値)	14 点
	業務理解度	保安林制度、森林保全整備事業、業務の対象となる地域・箇所の特性、業務目的・内容等を理解し、実	5 点

業務の実施方針に関する事項		施方針に的確に反映 保安林制度、森林保全整備事業、業務の対象となる地域・箇所の特性、業務目的・内容等を理解し、実施方針に概ね反映	3点
		保安林制度、森林保全整備事業、業務の対象となる地域・箇所の特性、業務目的・内容等の理解が十分でなく、実施方針も見直しの必要あり	0点
	実施手順の妥当性	前提条件を把握したうえで、十分かつ幅広に検討を行い、妥当な実施手順である	5点
		前提条件を把握したうえで、必要な検討を行い、概ね妥当な実施手順である	3点
		前提条件等の把握や必要な検討が不足している	0点
	小計（最大値）		10点
	総合的なコスト（維持管理費・更新費を含めたライフサイクルコスト縮減への対策）地すべり防止工の効果判定・解析の方法	長期的な視点かつ新技術を踏まえ、実現性のある提案をしている 地すべり防止工の効果判定・解析を十分理解し、高度な解析方法を提案している	5点
		必要な知見を有し、概ね実現性のある提案をしている 地すべり防止工の効果判定・解析を理解し、概ね妥当な解析方法を提案している	3点
		コスト縮減意識が低く、検討結果も一般的・抽象的である 地すべり防止工の効果判定・解析の理解が十分でなく、解析方法が不十分な提案である	0点
	工事目的物の性能・機能又は調査精度 (①工事目的物の初期性能の持続性・耐久性等の性能・機能への対応、②調査精度の維持・向上のための取組) ②地すべり防止工の効果判定・解析を行うための観測・調査の方法	工事目的物の性能等を十分理解し、現地実態を踏まえた高度な提案や、それを実現するための方策を提案している 地すべり防止工の効果判定・解析を十分理解し、高度な観測・調査方法を提案している	5点
		工事目的物の性能等を理解し、概ね現地実態を踏まえた提案や、精度向上方策を提案している 地すべり防止工の効果判定・解析を理解し、概ね妥当な観測・調査方法を提案している	3点
		工事目的物の性能等に対する理解や現地の実態把握が不足し、精度確保のための検討も不十分である 地すべり防止工の効果判定・解析の理解が十分でなく、観測・調査方法が不十分な提案である	0点
	社会的要請 (①水質汚濁、木製構造物、生物多様性、景観保全等の環境の維持に対する取組、②工期・施工方法・既設構造物への対応等の施工上の取組、③特別な安全対	施工箇所の位置付け等を十分理解したうえで、自然環境、既設構造物の保全、現地発生材の活用等を十分検討し、提案している 地すべり防止工事の位置付け等を十分理解し、高度な影響の検証方法を提案している	5点
		施工箇所の位置付け等を理解し、概ね必要な検討を行ったうえで、提案している 地すべり防止工事の位置付け等を理解し、概ね妥当な影響の検証方法を提案している	3点

策が必要な場合の取組、④工事に係る現地発生材利用等の省資源・リサイクル対策への取組)地すべり防止工事が周辺に与えた影響の検証方法(水質汚濁、生物多様性、景観保全等)		施工箇所の位置付け等の理解が不十分であり、必要な検討・配慮が不足し、画一的な提案となっている地すべり防止工事の位置付け等の理解が十分でなく、影響の検証方法が不十分な提案である	0点
小計(最大値)			15点
技術点の合計(最大値)			64点

- ※ 1. 各項目において未記入、添付書類の不備又は誤記入等で評価の判断が困難な場合は、当該評価項目については最低点とする。
2. 上記5の(3)のイに従い、配置予定技術者の候補者を複数者記載する場合は、資格・実績等の評価が最も低い者で評価する。

イ 技術提案の履行確実性の各評価項目における評価基準は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準
業務内容に対応した経費が計上されているか	すべての積算費目において必要額以上を確保している又は必要額を下回った費用については、その理由が明確であるか
配置予定技術者に適正な報酬が支払われているか	各々の技術者に支払われている報酬が会社等において定められた額以上を確保している又は必要額を下回っている場合であっても、その理由が明確であるか
品質管理体制が確保されているか	照査予定技術者の人工が必要人工(標準案)を確保している又は人工が必要人工(標準案)を下回っている場合であっても、その理由が明確であるか
再委託先への支払い等の内容は適正か	再委託の内容、金額が明確であるか

#### (7) 技術提案等に関する審査及び評価

技術提案及びその履行確実性の審査及び評価は、関東森林管理局の技術審査会において行う。

技術提案の審査にあたっては、技術提案の妥当性、実現性等について評価する。

#### (8) 評価内容の担保等

ア 入札時に示された技術提案については、業務完成後において、その提案内容すべての履行状況について検査を行う。

イ 業務の検査において、入札時に提示された技術提案の内容をすべて満たしていることを確認できない場合は、この確認できなかった技術提案についての履行に係る部分は、業務完成後においても引き続き存続するものとする。

ウ 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において実施方法等を指定しない部分の業務に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

エ 技術提案が履行できなかった場合で、再度の実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。

オ 受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、国有林野事業における建設工事に係る調査等成績評定要領に基づき、履行がなされなかつことにより満たされなかつた評価項目1項目につき、業務成績評定の点数を3点づつ減ずる。

#### (9) 履行確実性の審査・評価に関するヒアリング

ア どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、原則として、予定価格

の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかにヒアリングを実施する場合がある。

出席者：実施する場合は、配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ最大3名以内とする。

イ ヒアリングを実施する場合は、別途連絡する。

ウ 入札者のうち、調査基準価格を下回る価格で入札した者は、技術提案書等とは別に、アのヒアリングのため、以下の追加資料の提出を求める。

(ア) 提出先：入札公告3の(2)のイに同じ。

(イ) 提出期限：追加資料の提出要請日から3日（休日を除く。）以内。  
なお、提出要請時に改めて通知する。

(ウ) 提出方法：原則として電子メールにより提出すること。

(エ) 提出資料

- a 当該価格で入札した理由
- b 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書
- c 一般管理費等内訳書
- d 当該契約の履行体制
- e 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況
- f 手持ちの業務の人工
- g 配置予定技術者名簿
- h 直接人件費内訳書
- i 手持ち機械等の状況（測量、地質調査業務に限る。）
- j 過去において受注・履行した同種又は類似業務の名称及び発注者名
- k 過去に受けた低入札価格調査対象業務
- l その他添付資料

エ 履行確実性の審査・評価に関する追加資料の作成及び提出並びに履行確実性の審査・評価に関するヒアリングに要する費用は、入札者の負担とする。

オ 提出された追加資料は、返却しない。

カ 提出された追加資料の差し替え及び資料の追加は一切認めない。

また、提出された追加資料に提出を求めている資料がない場合は、資料の不備として提出がなかつたものとみなす。

#### (10) 貸上げ実施の表明の方法について

評価項目「貸上げの実施を表明した企業等」で加点を希望する入札参加者は、技術提案書に様式4-2の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を添付のうえ、提出すること。表明書については、内容に異動がない場合に限り、当該年度における初参加の入札へ提出した当該資料の写しの提出をもって代えることができる。

また、中小企業等については、表明書とあわせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出する。

なお、設計共同体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。

#### (11) 貸上げ実施の確認について

本項目で加点を受けた契約の相手方に対しては、契約の相手方が提出した表明書により表明した率の貸上げを実施したかどうか、契約の相手方の事業年度等が終了した後、契約担当官等が確認を行うため、別紙2の1又は別紙2の2の「従業員への賃金引上げ実績整理表」とその添付書類として「法人事業概況説明書」（別紙3）又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（別紙4）の提出を求める。

具体的には、事業年度単位での貸上げを表明した場合においては、貸上げを表明した年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（別紙3）の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額（以下「合計額」という。）を「4期末従事員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行うこととする。事業年度単位での貸上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を決算月（様式4-2に記載の事業年度の終了月）の末日から起算して3ヶ月以内に関東森林管理局経理課に提出すること。中小企業等にあっては、上

記の比較をすべき金額は別紙3の「合計額」とする。

また、暦年単位での賃上げを表明した場合は、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」(別紙4)の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」の「Ⓐ 奉給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」を「人員」で除した金額により比較することとする。暦年単位での賃上げを表明した契約の相手方は、上記の資料を翌年の3月末までに関東森林管理局経理課に提出すること。中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は別紙4の「支払金額」とする。

上記書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士、公認会計士等の第三者により、上記基準と同等に賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は別紙2のとおりである。

経年に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。

なお、上記の確認を行った結果、契約の相手方の賃上げが賃上げ基準に達していない場合若しくは本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合又は上記の書類等が提出されない場合であって、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から1年間、当該相手方が別途総合評価落札方式による入札に参加する場合には、減点を行う。

設計共同体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は当該設計共同体、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む設計共同体に対して行う。

減点の割合は、当該入札における加点に1点を加えた点を減点するものとする。

なお、その結果、加点に係る得点の合計がマイナスとなった場合には技術点を0点とみなす。

## 8 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問

(1) 本入札説明書及び閲覧図書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式自由。）により提出すること。

ア 提出期限：令和7年5月12日から令和7年6月17日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日9時から16時まで（12時から13時を除く。）。

イ 提出先：入札公告3の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（様式自由。）。

(2) (1)の質問に対する回答は、書面（電子メール）により行う。

また、(1)の質問及び回答書の写しを令和7年6月19日から令和7年6月23日まで、関東森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

## 9 入札及び開札の日時、場所等

(1) 電子入札システムによる入札の開始及び締切りは、入札公告5の(3)のアによる。

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

(2) 持参による紙入札の場合は、入札公告5の(3)のイによる。

この場合、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

(3) 開札は、入札公告5の(3)のウによる。

## 10 入札の方法

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合の入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称、住所、宛名及び業務名を記載し持参すること。郵送等による提出は認めない。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 第 1 回の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。電子入札システムにより入札した者については、発注者から再入札通知書を送付するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を見る場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- なお、入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

## 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除する。  
(2) 契約保証金：納付するものとする。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。

## 12 業務費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額と一致した業務費内訳書を電子入札システムにより提出すること。

業務費内訳書の様式は自由であるが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。

### ア 電子入札方式の場合

#### (ア) 提出方法

業務費内訳書を(ウ)に示すファイル形式にて作成し、業務費内訳書添付フィールドに業務費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

ただし、業務費内訳書のファイルの容量が 10MB を超える場合には、次の(イ)によること。

#### (イ) 電子メールについて

業務費内訳書のファイルの容量が 10MB を超える場合には、業務費内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること（提出期限必着。）。この場合には、業務費内訳書の一式を電子メールで送付するものとし、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（様式自由。）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- a 電子メールで提出する旨の表示
- b 書類の目録
- c 書類のページ数
- d 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

電子メールの送付先は、入札公告 3 の(2)のイに同じ。

(ウ) ファイル形式：

電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記 5 の(1)のウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

イ 紙入札方式での場合

入札書とともに業務費内訳書を提出すること。

(2) 提出された業務費内訳書は、返却しない。

(3) 入札参加者は、商号又は名称、住所、宛名及び業務名を記載し、記号及び記名（電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合を除く。）を行った業務費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官等が提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。

また、当該業務費内訳書が未提出又は提出された業務費内訳書が未記入の業者の行った入札は無効とする。

### 13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

紙入札方式による場合にあっては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

### 14 入札の無効

(1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに下記 24 の(9)の関東森林管理局署等競争契約入札心得において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消すものとする。

(2) 支出負担行為担当官等により競争参加資格がある旨確認された者であっても、開札の時において上記 4 に掲げる資格のないものは、競争参加資格がない者に該当する。

なお、入札参加者が競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

(3) 上記 (1) 又は (2) の場合には、「工事請負契約指名停止措置要領」第 1 第 1 項の規定に基づく指名停止若しくは第 10 の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。

(4) 提出のあった技術提案書の記載内容が次に掲げる場合に該当し、業務が適切に履行できないと判断される者が行った入札は無効とする。

ア 業務目的に反する記述や事実誤認等があり、適切な業務履行が妨げられる内容となっている場合。

イ 実施方針と技術提案との間に矛盾等があり、整合性が図られていない場合。

(5) 履行確実性の審査・評価に関するヒアリングに応じない者（当該ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む。）及び当該ヒアリングの実施にあたって、求められた追加資料の提出を期限までに行わない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

ただし、天災、事故、病気など特別な事情を理由に、ヒアリングに応じなかった場合又は追加資料を提出しなかった場合を除く。

### 15 落札者の決定方法

落札者は次の方法により決定するものとする。

(1) 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札し、次の要件をすべて満たした者のうち、上記 7 の(1)により算出した「評価値」が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が 1,000 万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格によ

ると本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、次の要件をすべて満たして入札した他の者のうち、「評価値」が最も高い者を落札者とすることがある。

ア 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

イ 必須の評価項目がいずれも無得点でないこと。

- (2) 上記(1)において、「評価値」の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

ただし、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合又はくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

- (3) 予定価格が1,000万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回る場合は、下記の16に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

- (4) 落札者が森林管理局長等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額。）に100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

## 16 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないと認めると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

なお、低入札価格調査の事情聴取等については、別途通知する。

また、別途通知を行った場合、提出期限までに、記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など低入札価格調査に協力しない場合は、関東森林管理局署等競争契約入札心得に定める入札に関する条件に違反したとしてその入札を無効とする。

- (2) 入札者が虚偽の資料を提出若しくは虚偽の説明を行ったことが明らかとなった場合又は監督の結果内容と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該業務の成績評定に厳格に反映するとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

## 17 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る価格により契約を締結した業務の履行にあたり、受注者は、次の(1)から(5)までについて実施しなければならないものとする。

なお、(3)及び(5)については、開札後速やかに実施の可否について確認を行うものとし、落札決定前に実施が困難と判明した場合は、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

- (1) 業務成果の内容等について、受注者の照査を実施した後に、第三者による照査を、受注者の負担において実施すること。また、受注者は、照査結果の報告時に第三者の照査者の同席を求めるものとする。

- (2) 現地調査等の屋外で行う業務の実施に際しては、配置された管理技術者が現場に常駐すること。

- (3) 配置予定技術者とは別に、次に掲げるすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、その旨が確認できる書面として、当該業務の「増員担当技術者の経歴等」（別紙様式5）及び「増員担当技術者の過去4年間の同種業務の実績一覧」（別紙様式6）並びに配置予定管理技術者が保有するすべての資格証等の写しを提出すること。

ア 管理技術者として従事した同種業務の件数について、配置予定管理技術者の有する従事件数以上の従事件数を有している者

イ 配置予定管理技術者が保有しているすべての資格を有している者

なお、増員する担当技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- (4) 業務実施上、必要となるすべての打ち合わせに管理技術者と(3)により増員配置した担当技術者を出席させること。
- (5) 当該業務の実施における不備により、発注者に損害を与えた場合は、受注者の責任において損害補填する旨を明記した受注者の代表者の直筆署名による品質証明書(別紙様式7)を提出すること。また、損害補填の期間は、本業務にかかる工事が完成するまでとする。
- (6) 別紙様式5から7については、上越森林管理署長が指定した日までに入札公告3の(2)のイに提出すること。なお、様式は関東森林管理局ホームページからダウンロードすることができる。
- (7) 当該業務契約締結後、履行中に、上記(1)～(4)について履行しなかったことを確認した場合は、指名停止とし業務成績評定において減点とする。

#### 18 品質確保基準価格

- (1) 予定価格が100万円を超える1,000万円未満の業務にあっては、品質確保の観点から上越森林管理署長が定める品質確保基準価格を下回る価格により契約を締結した場合、受注者は上記17の「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務を負い、同様の取扱いを行うものとする。
- (2) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じるものとする。

#### 19 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面(様式自由。)により説明を求めることができる。
  - ア 提出期限：落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内。
  - イ 提出先：入札公告3の(2)のイに同じ。
  - ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着。）。
- (2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは(1)のアの提出期限の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。
- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを、次のとおり閲覧に供する方法により公表する。
  - ア 閲覧期間：(2)の回答日の翌日から令和8年3月31日までの休日を除く毎日9時00分から17時00分（12時から13時までを除く。）。
  - イ 閲覧場所：入札公告3の(2)のイと同じ。
- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して、次に従い、書面（様式自由）により再苦情を申立てることができる。
  - ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内。
  - イ 提出先：入札公告3の(2)のイに同じ。
  - ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着。）。
- (5) 再苦情の申立てについては、関東森林管理局入札監視委員会で審議する。
- (6) 支出負担行為担当官等は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえたうえで、審議結果の報告を受けた日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。
  - ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由
  - イ 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官等が講じようとする措置の概要

#### 20 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする（落札者が決定したときは、遅滞なく（7日を目安として、支出負担行為担当官等が定める期日までとする。  
なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書の取りかわしをするものとする。）。

#### 21 支払条件

前金払：有

22 当該業務に直接関連する他の業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無：無

23 関連情報を入手するための照会窓口

入札公告 3 の(2)のイと同じ。

24 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、上記 5 の(1)の資料に記載した配置予定の技術者から当該業務に従事する技術者を選定し配置すること。
- (3) 電子入札システムは、休日を除く 8 時 30 分から 18 時まで稼働している。
- (4) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。

・システム操作、接続確認等の問合せ先  
農林水産省電子入札センターヘルプデスク

受付時間：休日を除く 9 時から 16 時（12 時から 13 時までを除く。）

電話：048-254-6031

E-mail : [help@maff-ebic.go.jp](mailto:help@maff-ebic.go.jp)

- (5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(6) 国有林野事業業務請負契約約款を交付されていない者は、関東森林管理局のホームページ（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>）からダウンロード又は閲覧すること。

(7) 治山事業調査等業務標準仕様書については、関東森林管理局のホームページを閲覧すること。（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/100319-1.html>）

(8) また、関東森林管理局署等競争契約入札心得についても、関東森林管理局のホームページを閲覧すること。（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoroe.html>）

(9) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(10) 本業務は、令和 6 年度積算基準に基づくものであるが、令和 7 年 3 月 31 日に「令和 7 年 4 月から適用する「森林整備保全事業設計積算要領」等に係る取扱いについて」（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整計第 687 号林野庁森林整備部計画課長通知）が通知されたことを踏まえ、業務の発注者又は受注者は、国有林野事業業務請負契約約款第 59 条の規定に基づき、次の方により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等 = P 新 × k

この式において、「P 新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。

P 新：新積算基準により積算された予定価格に相当する額（単価は入札書の受付開始の日のもの）

k : 当初契約の落札率